# 大東ダイナミックプロジェクト倫理委員会規約

## 第1条(目的)

大阪産業大学(以下、本学という)は大東ダイナミックプロジェクト(以下、本プロジェクトという)においてヒト遺伝子に関わる研究が行われるにあたり、倫理面等について審議・評価することを目的に、 大東ダイナミックプロジェクト倫理委員会(以下、委員会という)を本プロジェクト管理法人である大阪 産業大学に設置する。

#### 第2条(ヒト遺伝子に関わる研究の実施にあたっての理念)

ヒト遺伝子に関わる研究の実施にあたっては、被検者の人権の尊重が最も重要で、これは科学的、社会的利益よりも優先されなければならない。さらに、被検者本人だけでなく家族・親族の人権の尊重も同等に重要であることを銘記する。また、関係学会および関係団体のヒト遺伝子検査に関するガイドライン、倫理指針等を遵守する。

#### 第3条(委員会職務)

委員会は、本プロジェクトにおいて行われるヒト遺伝子に関わる研究の全般にわたり、その倫理的妥当性について審議を行うとともに、各種業務の安全管理および情報管理等について評価を行う。

## 第4条(構成)

委員会は次の各号に該当する若干名の委員で構成し、男女両性が参加しなければならない。

大阪産業大学学長

大阪産業大学副学長

倫理または法律分野の有識者

自然科学分野の有識者

学外の有識者

#### 第5条(委員長)

大阪産業大学学長が委員長を務める。

- 2.委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3.委員長に事故あるときは、副学長がその職務を代行する。

## 第6条(委員会の開催および議事)

委員会は次の各号にしたがって開催し議事を行う。

委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席をもって行う。

委員会は半年に1回開催の定例委員会と、審議案件発生時に随時招集する臨時委員会とする。

審議に急を要する場合は、委員長判断で持ち回り開催とし、その結果を報告する。

委員会は必要に応じて学内および学外の関係者に出席を求め、説明および意見を求めることができる。

審議事項についての判定は、出席委員の3分の2以上の合意をもって行う。

判定は以下に掲げる表示により行う。ただし、その判定に至った理由および審議経過を併記しなければならない。

判定表示: 1.承認 2.条件付き承認 3.継続審議 4.不承認 5.非該当 審議経過および判定の記録は3年保存とする。

## 第7条(情報公開)

委員会の構成、議事録および審査結果は、本プロジェクトの現場を担当する(有)OSU-Health Support Academy ホームページ上で公開する。ただし、公開の範囲については委員長が判断する。

# 第8条(守秘義務)

委員は、審議を行う上で知り得た非公開情報等を法令または裁判所の命令に基づく場合等、正当な理由なしに第三者に開示してはならない。委員を退いた後も同様とする。

## 第9条(規程の変更および補足)

本規程の追加および改廃は、委員の3分の2以上の同意をもって行う。

# 附則

本規約は、平成16年9月16日より実施する。